

(3) 再交付（紛失、汚損を理由とする場合）

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の再発行はできません。ただし、紛失や汚損の場合は、県で保管している通知書写しを再交付することができます。

再交付を望む方は、任意の様式による再交付申請書（代表者名で実印のあるもの）を管轄の建設事務所へ提出してください。申請が適正であれば、結果通知書に「再交付」の表示をしたうえで交付しますが、なるべくこのようなことがないようにしてください。

6 虚偽申請について

(1) 虚偽申請に対する罰則等

ア 虚偽申請に対する罰則（建設業法第50条第1項第4号）

経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書、財務諸表等に虚偽の記載をして提出した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

イ 虚偽報告等に対する罰則（建設業法第52条第1項第4号）

国土交通大臣又は都道府県知事が、経営事項審査のために必要と認めて申請者である建設業者に報告を求め、又は資料の提出を求めたにもかかわらず、報告せず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した場合には、100万円以下の罰金に処せられます。

ウ 許可の取消し（建設業法第8条第7号及び8号並びに第29条第1項第2号の規定）

上記のア、イの刑に処せられた場合には、許可の取り消しを受け、その後5年間は改めて許可を受けることができません。

(2) 虚偽申請に対する調査

当県では、以下の状況により虚偽申請が疑われる場合には、立入検査を行います。

ア 建設事務所での審査の段階で虚偽申請が疑われる場合

イ 虚偽申請情報が寄せられた場合

ウ 申請内容の固有システムへの登録の段階で虚偽申請が疑われるエラーが出た場合

エ 虚偽申請防止対策により各経営状況分析登録機関から当県に情報提供される経営状況分析に係る異常値情報について、その内容を確認する必要がある場合

オ その他申請内容を確認する必要がある場合

なお、当該立入検査は、建設業法第31条の規定に基づくものであり、当該検査や資料の提出を拒んだり、虚偽の報告をした場合には、上記（1）イの罰則が適用されます。

7 参考

(1) 申請書及び提出書類用紙等の入手方法

経営規模等評価申請に必要な書類は、福島県土木部建設産業室のホームページからダウンロードできます。検索エンジンで「福島県 経営事項審査 様式」と検索してください。

なお、インターネットの環境がなく、ホームページからのダウンロードサービスが受けられない場合は、最寄りの建設事務所でも取り扱っていますので、お問い合わせください。

(2) 経営規模等評価申請書等及び確認書類の提出先

審査は主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所で事前審査（郵送）を行います。また、令和5年1月10日から、電子申請（J C I P）での受付を開始しました。検索エ

ンジンで「J C I P」と検索してください。

○経営規模等評価審査実施機関

実施機関	連絡先（住所／電話番号／F A X 番号）	管轄地域
県北建設事務所 行政課	所在地：〒960－8670 福島市杉妻町 2-16(県庁北庁舎 6 階) 電 話：0 2 4－5 2 1－2 4 9 8 F A X：0 2 4－5 2 1－2 8 4 9	福島市、二本松市、 伊達市、本宮市、 伊達郡、安達郡
県中建設事務所 行政課	所在地：〒963－8540 郡山市南一丁目 94 電 話：0 2 4－9 3 5－1 3 2 9 F A X：0 2 4－9 3 5－1 5 4 4	郡山市、須賀川市、 田村市、岩瀬郡、 石川郡、田村郡
県南建設事務所 行政課	所在地：〒961－0971 白河市字昭和町 269 電 話：0 2 4 8－2 3－1 6 1 6 F A X：0 2 4 8－2 3－1 5 0 4	白河市、西白河郡、 東白川郡
会津若松建設事務所 行政課	所在地：〒965－8501 会津若松市追手町 7-5 電 話：0 2 4 2－2 9－5 4 2 7 F A X：0 2 4 2－2 9－5 4 1 3	会津若松市、大沼郡、 河沼郡
喜多方建設事務所 行政課	所在地：〒966－0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神 6-3 電 話：0 2 4 1－2 4－5 7 1 3 F A X：0 2 4 1－2 4－5 7 2 9	喜多方市、耶麻郡
南会津建設事務所 総務課	所在地：〒967－0004 南会津町田島字根小屋甲 4277-1 電 話：0 2 4 1－6 2－5 3 0 6 F A X：0 2 4 1－6 2－5 3 4 0	南会津郡
相双建設事務所 行政課	所在地：〒975－0031 南相馬市原町区錦町 1-30 電 話：0 2 4 4－2 6－1 2 0 7 F A X：0 2 4 4－2 6－1 3 3 4	相馬市、南相馬市、 双葉郡、相馬郡
いわき建設事務所 行政課	所在地：〒970－8026 いわき市平字梅本 15 電 話：0 2 4 6－2 4－6 1 0 9 F A X：0 2 4 6－2 4－6 0 5 8	いわき市

※ 経営規模等評価審査についての不明な点がございましたら、上記機関又は土木部建設産業室までお問い合わせください。

経営事項審査申請に係るチェックリスト

チェックリストは、証紙以外の正本及び確認書類と一緒に提出
【経営事項審査申請の手引P8～P15で確認後、チェックしてください】

許可番号	経営受審歴 ※受けたものに「○」	前年	・	2年前	・	3年前		
申請者	※以下について、該当する□にチェックを入れてください。							
《申請書類等》証紙以外の正本は、確認書類と一緒に提出。証紙と副本は、建設事務所からの連絡後に一緒に提出。						正本	副本 (県提出)	副本 (控え)
□ 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書【様式第25号の14】						○	○	○
□ 工事種類別完成工事高【別紙1】						○	○	○
□ 工事経歴書 ※許可申請時（決算後の変更届を含む）に提出されていれば省略可						○	—	○
□ 直前3年の各事業年度における工事施工金額 ※許可申請時（決算後の変更届を含む）に提出されていれば省略可						○	—	○
□ 技術職員名簿【別紙2】						○	○	○
□ その他審査項目【別紙3】						○	○	○
□ 経営状況分析結果通知書（正本：原本、副本：写し）						○	○	○
□ 委任状（代理申請の場合）						○	—	—
□ 審査手数料証紙貼付書 ※建設事務所からの連絡後に副本と共に提出						○	—	—
□ 建設機械の保有状況一覧表						○	—	○
□ 返信用封筒						—	—	—
《確認書類》 ※該当するものを全て写しで提出してください。								
【申請全体に関する確認書類】								
□ 建設業許可通知書又は建設業許可申請書								
□ 法人番号指定通知書又は国税庁法人番号公表サイト検索結果一覧を出力したもの								
□ 法人税又は所得税納税確定申告書控え								
□ 前期又は前々期分の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書								
□ 前回の経営規模等評価申請書提出書類一式								
【工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高の確認書類】								
□ 消費税及び地方消費税の納税証明書								
□ 消費税確定申告書控え								
□ 工事経歴書に記載された工事に係る請負契約書（建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位3件ずつ）								
【利払前税引前償却前利益に関する確認書類】 ※経営状況分析結果通知書に参考値が記載されている場合は、特殊経審・決算期変更時を除き提出不要。詳しくは、手引のP9参照。								
□ 損益計算書								
□ 法人税申告書別表16(1)及び(2)								
□ その他減価償却費として計上した金額を証明する書類								
【技術職員数・技術職員名簿に関する確認書類】								
□ 技術者の合格証、免許等、卒業証書又は卒業証明書。能力評価（レベル判定）結果通知書 ※有効期間の定めがなく、前回提出した技術職員名簿で変更ない場合は、省略可								
□ 実務経験証明書 ※有効期間の定めがなく、前回提出した技術職員名簿で変更ない場合は、省略可								
□ ①事務所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書若しくは所属企業の雇用証明書								
□ ②社会保険被保険者標準報酬月額決定通知書 ※①と②はセットで提出。								
□ ③事務所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ※①と②の提出が無い場合に提出								
□ 住民税特別徴収税額通知書								
□ 所得税源泉徴収票								
□ 賃金台帳及び出勤簿								
□ タイムカード等								
□ 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者であることを証する会社の書面								
□ 継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則								
□ 監理技術者の資格証及び監理技術者講習修了証								
□ 登録基幹技能者講習修了証								
【その他審査項目に関する確認書類】								
★建設業退職金共済制度加入の有無に関する確認書類								
□ 勤労者退職金共済機構建設業退職金共済組合の発行する加入・履行証明書（経審申請用）								
★退職一時金制度導入の有無に関する確認書類								
□ 退職手当の定めがある労働協約又は就業規則を示す文書								
□ 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部又は特定退職金共済団体の発行する加入証明書・共済契約書その他これらに類するもの								

★企業年金制度の有無に関する確認書類

- ☐ 厚生年金基金の発行する加入証明書又は適格退職年金契約の契約書
- ☐ 確定拠出年金導入の場合、確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書
- ☐ 確定給付企業年金導入の場合、基金型であれば企業年金基金の発行する加入者証明書又は、規約型であれば資産管理運用機関の発行する加入証明書

★法定外労働災害補償制度加入の有無に関する確認書類

- ☐ (公財)建設業福祉共済団体、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済共同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会等又は保険会社との間で労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基金となった業務災害等に関する給付についての契約をしている場合で、これらの機関の発行する加入証明書又は保険証券その他これに類するもの

★知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 ※CPD単位の取得がある方及び技能レベル向上者がいる場合は、様式4号及び様式5号(作業員名簿含む)も提出してください。

- ☐ 様式4号:CPD単位を取得した技術者名簿
- ☐ 様式5号:技能者名簿
- ☐ CPD受講証明書、CPD実績証明書、学習履歴証明書等
- ☐ 能力評価(レベル判定)結果通知書
- ☐ 様式第4号及び様式第5号に記載がある者に係る常勤性及び継続雇用の確認書類
- ☐ 様式第5号に記載がある者に係る作業員名簿

★女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況、次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況に関する確認書類

- ☐ 都道府県労働局長から交付された直近の認定通知書(基準適合一般事業者主認定通知書、基準適合事業主認定通知書等)の写し

★建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に関する確認書類

- ☐ 別紙第6号:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書

※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請に限り評価対象のため、審査基準日が令和5年8月13日までの経営事項審査は加点対象外。

★建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無の確認書類

- ☐ 別紙第7号:「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書
- ☐ 自主宣言制度において宣言していることを証する書面の写し

※自主宣言制度HPにおける各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能

★建設業の営業継続の状況に関する確認書類

- ☐ 裁判所から送付される民事再生または会社更生手続開始決定通知書
- ☐ 民事再生又は会社更生手続終結決定を受けたことを証する書面(官報公告等)

★防災活動への貢献の状況に関する確認書類

- ☐ 国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書
- 所属している社団法人等の団体が、国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、以下の書類。
- ☐ 当該団体が締結している防災協定書
- ☐ 申請者が当該団体に加入していることを証する書類
- ☐ 防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類

★建設業経理に関する確認書類

- ☐ 有価証券報告書又は監査調書
- ☐ 会計参与報告書
- ☐ 経理処理の適正化を確認した旨の書類
- ☐ 公認会計士、税理士の資格を有することを証する書面又は講習受講の修了証、一級・二級登録経理試験(一級・二級建設業経理事務士)の合格証書又は講習受講の修了証
- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、一級・二級登録経理試験合格者の常勤性が確認できる書類

★研究開発の状況に関する確認書類

- ☐ 有価証券報告書又は改正後の様式を作成している場合は注記表(建設業法施行規則別記様式17号の2)

★建設機械の保有状況に関する確認書類

- ☐ 売買契約書
- ☐ 特定自主検査記録表(新車で購入して1年以内のため特定自主検査を一度も受けていない場合は、出荷標章及び全体写真、または初回特定自主検査実施時期証明書)
- ☐ 自動車検査証又は移動式クレーン検査証
- ☐ リース契約書

★国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況に関する確認書類

- ☐ 審査登録機関の認証を証明する書類(認証登録証明書及び付属書)

※追加で資料の送付をお願いする場合があります。

工事種類別完成工事高付表

申請者 _____

審査対象建設業	完成工事高

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、

.....の 年 月 日から 年 月 日までの第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
福島県知事 殿

年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏 名

以上

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」

工 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者であることを証する会社の代表者が証明する書面

記載例

様式第3号

(用紙A4)

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

年 月 日

地方整備局長

北海道開発局長

福島県知事 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

通番	氏 名	生年月日
1-20	福島 一郎	S25.6.22
	技術職員通番号	
技術職員名	簿頁番号	

記載要領

1 「 地方整備局長

北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。

知事」

2 規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。

3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の14・別紙2の記載と統一すること。

(標準様式)

証 明 書

所 在 地

商号又は名称

許 可 番 号

代 表 者 名

上記の者は（審査基準日）〇〇年〇〇月〇〇日において、当〇〇協会〇〇支部の構成員であり、かつ、〇〇年〇〇月〇〇日付けで福島県〇〇建設事務所長との間で締結した「災害時における応急対策業務の支援に関する協定（←協定名等を記載してください。）」に基づいて災害応急活動等に従事する者であることを証明する。

（証明日を記入） 年 月 日

団体名 〇〇協会〇〇支部

会 長 〇〇 〇〇

審査手数料証紙貼付書

所 在 地

申 請 者

--	--	--

--	--	--

--	--	--

申 請 業種数	業種	手数料 (円)	(経営規模等評価)	備 考	
			(総合評定値請求)		
			(合 計)		
			円		
			円		
			円		

建設業退職金共済事業加入・履行証明願

共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。

令和 年 月 日

勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構
建 退 共 福 島 県 支 部 長 殿

住 所
申 請 者 名 称
(共済契約者) 代 表 者
電話番号

①共済契約成立年月日	昭和 平成 年 月 日 令和	⑩直前決算日における直近1か年間の元請から 受けた電子申請による掛金充当額	円
②共済契約者番号	—	⑪直前決算日における直近1か年間の下請に 行った電子申請による掛金充当額	円
③建設キャリアアップシステム 事業者ID		⑫事務受託者番号	
④直前決算日における 被共済者数	人	⑬決算日及び決算期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日	
⑤直前決算日における直近1か年間の 手帳更新数	冊	⑭工事施工高 (土 木) (建築・その他)	
⑥直前決算日における直近1か年間の 証紙購入額	円	公共工事	千円 千円
⑦直前決算日における直近1か年間の元請から 現物で交付を受けた証紙の金額	円	民間工事	千円 千円
		合 計	千円
⑧直前決算日における直近1か年間の下請へ 現物で交付した証紙の金額	円	⑮その他	
⑨直前決算日における直近1か年間の電子申請 による掛金充当額(自社分)	円		

建設業退職金共済事業加入・履行証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証 第 号
令和 年 月 日

勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構
建 退 共 福 島 県 支 部
支部長

「加入・履行証明願」申請要領

建退共福島県支部

令和4年4月1日以降に加入・履行証明書を必要とされる場合は下記の書類をそろえて申請してください。

また、加入・履行証明書発行については、「加入・履行証明書発行に関するフロー」で証明願の申請が受付られるかどうか確認してから申請してください。

[共済証紙貼付方式（電子申請方式併用を含む）提出書類チェックリスト]

- ☐ 1. 建設業退職金共済事業加入・履行証明願 2部（建退共福島県支部様式）
 - ☐ 2. 共済手帳受払簿 1部（建退共本部様式）
 - ☐ 3. 共済証紙受払簿 1部（建退共本部様式）
 - ☐ 4. ①掛金収納書のコピー
②出勤簿等（加入・履行証明書発行に関するフロー「Q2-2.イの場合」）
 - ☐ 5. 証明手数料 1部1,000円 定額小為替（無記名）または現金
 - ☐ 6. 返信用封筒（定形の封筒に宛先を記入し、切手を貼ったもの）
- ※ 1は、建退共福島県支部のホームページ(<http://www.kentaikyau.fukushima.jp>)からダウンロードしてください。但し、この証明願については、建退共本部のホームページに記載されている様式は使用できません。

【購入した共済証紙の相当割合が下請に現物交付されている場合、下記提出書類も必要となります。】

- ☐ 7. 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書・建設業退職金共済証紙受領書（建退共事務受託様式第2号）のコピー
 - ☐ 8. 工事別共済証紙受払簿のコピー
- ※ 7・8は、決算期間内において、最も請負金額が大きい工事に関する報告書と受払簿のみの提出となります。

[電子申請方式 提出書類チェックリスト]

- ☐ 1. 建設業退職金共済事業加入・履行証明願 2部（建退共福島県支部様式）
 - ☐ 2. 共済手帳受払簿 1部（建退共本部様式）
 - ☐ 3. 出勤簿等（加入・履行証明書発行に関するフロー「Q2-2.イの場合」）
 - ☐ 4. 証明手数料 1部1,000円 定額小為替（無記名）または現金
 - ☐ 5. 返信用封筒（定形の封筒に宛先を記入し、切手を貼ったもの）
- ※ 1は、建退共福島県支部のホームページ(<http://www.kentaikyau.fukushima.jp>)からダウンロードしてください。但し、この証明願については、建退共本部のホームページに記載されている様式は使用できません。

[加入・履行証明願記入要領]

欄名(一部略称)	記入要領
① 共済契約成立年月日	「建設業退職金共済契約者証」によって記入
② 共済契約者番号	
③ 事業者 I D	建設キャリアアップシステムの登録時に通知された事業者 I D を記入。但し、同システムに登録していない場合は、記入する必要なし
④ 被共済者数	直前決算日において手帳の交付を受けている労働者の人数を記入
⑤ 手帳更新数	直前決算日における直近 1 か年間の手帳の更新冊数
⑥ 証紙購入額	直前決算日における直近 1 か年間の購入金額を記入
⑦ 元請から現物で交付を受けた証紙の金額	「共済証紙受払簿」により直前決算日における直近 1 か年間の金額を記入
⑧ 下請へ現物で交付した証紙の金額	「共済証紙受払簿」により直前決算日における直近 1 か年間の金額を記入
⑨ 電子申請による掛金充当額(自社分)	直前決算日における直近 1 か年間の掛金充当額を記入
⑩ 元請から受けた電子申請による掛金充当額	直前決算日における直近 1 か年間の掛金充当額を記入
⑪ 下請に行った電子申請による掛金充当額	直前決算日における直近 1 か年間の掛金充当額を記入
⑫ 事務受託者番号	「建設業退職金共済事務受託者証」によって記入。但し、事業主が事務受託者証の交付を受けていない場合は、記入する必要なし
⑬ 決算日及び決算期間	本証明願の申請日に最も近い決算日及び該当する期間を記入
⑭ 工事施工高	直前決算日における直近 1 か年間の完成工事高。但し、公共・民間工事に区分し、それらの金額を土木(「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「ほ装工事」、「しゅんせつ工事」と建築・その他(土木以外の工事)に分けて記入。合計欄は全てを合算した金額。(経営事項審査申請書の工事完成高の合計と一致すること)
⑮ その他	①～⑭に記載する内容の補足事項や、④の人数に対し⑤の冊数や⑥の購入額が極端に少ない場合の理由等を記入

[ご 注 意]

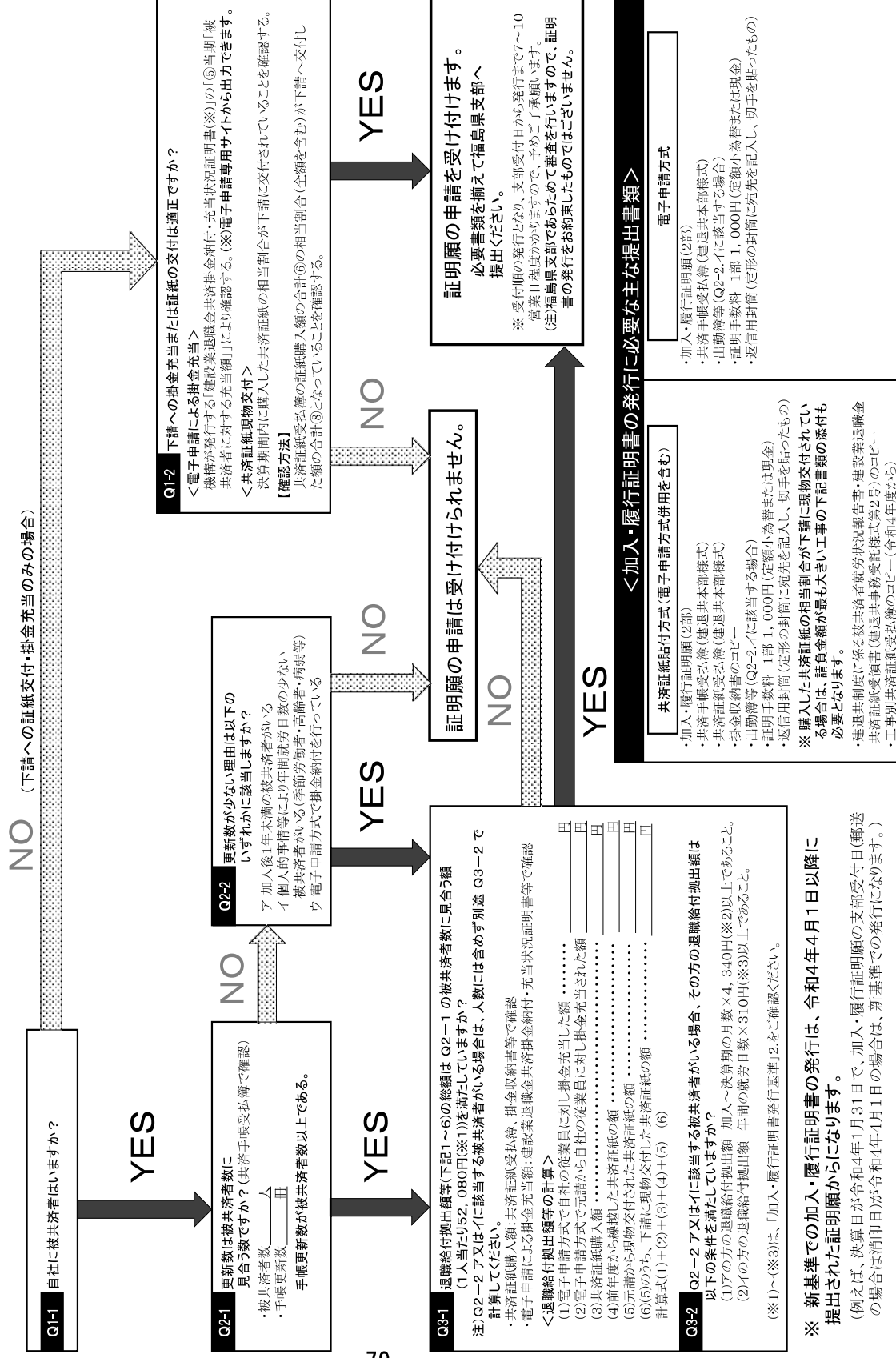
- ・直前決算日以内に J V で工事を施工した場合、構成員企業の出資比率で証紙を購入した時に、その金額を⑥に加算してください。また、代表企業が一括して購入した場合も⑥に加算してください。
- ・提出書類に不備があったり、証明願に必要な事項が記入されていない時は、加入・履行証明書の発行ができない場合がございます。
- ・受付は郵送のみで、支部受付の順番に発行しています。即日証明してお返しすることはできません。
- ・支部受付日から発行まで 7 ～ 1 0 営業日程度かかりますので、予めご了承願います。
- ・お急ぎの場合は、返信用封筒に速達料金を足して「速達」と記入してください。

[提 出 先]

〒960-8061 福島市五月町 4-25 勤労者退職金共済機構 建退共福島県支部
TEL 024-523-1618 FAX 024-522-4513

加入・履行証明書発行に関するフロー

建退共福島県支部



審查基準日
許可令和
— 年 月 日
號

令和 年 月 日

印

	評	点 (X ₂)		数値等	点数
その他の審査項目(社会性等)					
退職金制度若しくは企業年金制度加入の有無					
退職一時金制度若しくは企業年金制度加入の有無					
法定外労働災害補償制度加入の有無					
労務職員との継続的な育成及び確保					
新規若手技術者の育成及び確保					
C P D 単位の取得					
技術レベル向上者数					
技術能力対象者数					
女性従業員の活躍の推進に関する法律に基づく認定状況					
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況					
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況					
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況					
建設技能者を本邦への就業制度の自主宣言制度の宣言の有無					
建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況					
営民生再生活又は会社更生法の適用の有無					
建設業の営業継続の状況					
防災活動への貢献の有無					
営業停止処分の有無					
指示処分の有無					
法令遵守分の状況					
監査の受審状況					
二級登録経理試験合格者の数					
建設業者の開発費					
研究開発の所及びリース台数					
建設機械の保有及びリース台数					
E コアクォンティティの認証の有無					
I S O 9 0 0 1 の登録の有無					
I S O 1 4 0 0 1 の登録の有無					
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況					
計点(W)					

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営状況
固定資産	売上高	売上高	純支払利息率	自己資本対固定資産比率	自己資本対固定資産比率	自己資本対固定資産比率
流動負債	売上総利益	売上総利益	負債回転期間	自己資本比率	自己資本比率	自己資本比率
固定負債	受取利息当金	受取利息当金	総資本売上総利益率	営業キャッシュフロー	営業キャッシュフロー	営業キャッシュフロー
利益剰余金	支払利息	支払利息	売上高経常利益率	利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金
資本	経常利益	経常利益	点	点	点	点

「金額単位：千円」

ケ 経営状況分析結果通知書

様式第二十五号の十三（第十九条の五関係）

(用紙A4)
10006

経営状況分析結果通知書

登録経営状況分析機関
登録番号
登録年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

殿 登録経営状況分析機関代表者 印

経営状況分析の結果を通知します。
この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実に相違ありません。

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

許可番号 ー 号
審査基準日 令和 年 月 日
電話番号 ー
処理の区分

項番
資本金 (千円)

7101 売上高に占める
完成工事高の割合 5 %

7102 単独決算又は
連結決算の別 1 [1.単独決算、2.連結決算]

経営状況分析

7103 純支払利息比率

数 値

5 10

7104 負債回転期間

5 10

7105 総資本売上総利益率

5 10

7106 売上高経常利益率

5 10

経営状況点数 (A) =

7107 経営状況分析結果 (Y) =

5

自己資本対固定資産比率

数 値

13 15 20

自己資本比率

13 15 20

営業キャッシュフロー

13 15 20

利益剰余金

13 15 20

7108 固定資産

金額 (千円)
5 10 15

7109 流動負債

5 10 15

7110 固定負債

5 10 15

7111 利益剰余金

5 10 15

7112 自己資本

5 10 15

7113 総資本 (当期)

5 10 15

7114 総資本 (前期)

5 10 15

売上高

金額 (千円)
17 20 25

売上総利益

17 20 25

受取利息配当金

17 20 25

支払利息

17 20 25

経常 (事業主) 利益

17 20 25

営業キャッシュフロー
(当期)

17 20 25

営業キャッシュフロー
(前期)

17 20 25

コ 登録基幹技能者講習修了証（様式第25号の8）

（別紙）

修了証 表面の記載例

（登録基幹技能者講習の種目）講習修了証	
	修了証番号 第 号
	氏 名
	（生年月日 年 月 日）
	実務経験を有する建設業の種類： 工事業
	この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号 の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 この者は、（建設業の種類）について、建設業法第26条第1項の 主任技術者の要件を満たす者であると認められます。
	修了年月日 年 月 日
	有効期限 年 月 日
	（登録基幹技能者講習実施機関の名称） 印
	（登録番号 第 番）

※経営事項審査では、その業種で申請があった場合のみ加点評価。

また、修了年月日が審査基準日以前であることが必要。

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日： 年 月 日

申請者

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(ダンプ車)	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日 リース開始日	リース期間満了日	検査実施年月日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車	△製作所	ZZ-99EFG	0123456	バックホウ	自社所有	年 月 日	令和4年10月1日	令和7年9月10日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車	□□建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有	平成19年11月23日	令和7年11月22日	令和7年11月22日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車	○×自動車	XXX-AAAB	AAA88-00000000	ダンプ	自社所有	令和7年1月21日	令和7年 1月16日	令和7年 1月16日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車	○×自動車	XXX-ABBB	BBB77-00000000	ダンプフルトレラー	自社所有	令和7年1月21日	令和7年 1月16日	令和7年 1月16日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車・高所作業車・締固め用機械・解体用機械・アスファルト・フィニッシャー・不整地運搬車					自社所有	年 月 日	年 月 日	年 月 日

【記載要領】

※項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。(例:バックホウ)

- ①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はハイドライバーのAttachmentsを有する旨。(例:バックホウ)
- ②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン)
- ③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例:1.2立方メートル)
- ④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)
- ⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)
- ⑥「ダンプ車」にあつては、「ダンプ」「ダンプフルトレラー」「ダンプセミトレラー」。
- ⑦「積載物は土砂等以外のものとする」等の記載が検査証に記載されている場合は対象外。
- ⑧高所作業車にあつては、作業床の高さが2m以上のもの。
- ⑨締固め用機械にあつては、「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」。
- ⑩解体用機械にあつては、「ブレイカー」「鉄骨切断機」「エンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」。
- ⑪アスファルト・フィニッシャーにあつては、「アスファルト・フィニッシャー」。
- ⑫不整地運搬車にあつては、「不整地運搬車」。

※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。

※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

能力評価（レベル判定）結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種（呼称）】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3

2019年12月6日

鉄筋技能者能力評価実施機関

ス 告示別表第 2 0

C P D 認定団体		
公益社団法人	空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人	建設業振興基金	12
一般社団法人	建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人	交通工学研究会	50
公益社団法人	地盤工学会	50
公益社団法人	森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人	全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人	全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人	全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人	全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会		50
公益社団法人	土木学会	50
一般社団法人	日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人	日本技術士会	50
公益社団法人	日本建築士会連合会	12
公益社団法人	日本造園学会	50
公益社団法人	日本都市計画学会	50
公益社団法人	農業農村工学会	50
一般社団法人	日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人	日本建築家協会	12
一般社団法人	日本建設業連合会	12
一般社団法人	日本建築学会	12
一般社団法人	建築設備技術者協会	12
一般社団法人	電気設備学会	12
一般社団法人	日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人	建築技術教育普及センター	12
一般社団法人	日本建築構造技術者協会	12

※技術者 1 人当たりの C P D 単位取得数

(C P D 認定団体によって取得を認定された単位数) ÷

(上記 C P D 認定団体毎の右欄の数値) × 30

(例) 1 名の技術者が (一社) 全国土木施工管理技士会連合会から、40 単位取得した場合。

計算式は、 $40 \div 20 \times 30 = 60 \rightarrow 60$ 単位取得となりますが、1 人当たりの単位取得数の上限は、30 単位なので、上記のケースの技術者 1 人あたりの単位取得数は、30 単位となります。

なお、上記の計算で、小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

1 人の技術者につき、2 以上の C P D 認定団体によって単位の取得が認められた場合は、いずれか 1 つの C P D 認定団体において習得を認定された単位をもとに C P D 単位取得数を計算します。

様式第4号

CPD単位取得数（項番46）及び技能レベル向上者数（項番47）の両方の数がない場合は、提出不要

年 月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

1人当たりのCPD単位の上限は、最大30です。

[illegible]

記載要領

項目61「CPD単位取得数」と一致します。

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 2 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

CPD単位取得数（項番46）及び技能レベル向上者数（項番47）の両方の数がない場合は、提出不要

年 月 日

審査基準日の3年前以前に
レベル4の評価を受けていた
者

	審査基準日前6ヶ月を超えて雇用しており、次の要件のすべてに該当する者を技能レベル向上の有無に関係なく記載してください。該当者がいない場合は、「該当なし」と記載し、提出してください。
	①審査基準日以前3年間に施工体制台帳等に係る作業員名簿の記載対象者となっている者
	②建設工事の施工管理のみに従事した者でない者
	※技術者と技能者の両方に計上されるケースも考えられますのでご注意ください。
	(例)2級土木施工管理技士を取得し、上記①及び②に該当する者。

審査基準日以前に受けた、最新の評価の年月日を記載してください。

レベル向上者の有無については、審査基準日以前3年間に於いて、CCUSのレベル2～4の評価を受けた技能者が審査基準日の3年前の日以前に受けた評価の区分より1以上高い場合に「○」と記載します。なお、能力評価基準を受けていない者については、レベル1として審査します。

合計	(人)	項目62「レベル向上者数」と一致します	(人)	(人)
項目62「技能者数」と一致します			項目62「控除対象者数」と一致します	

- 87

作業員名簿

作業員名簿

(年 月 日作成)

事業所の名称
・現場ID
所長名

本書面に記載した内容は、作業員
名簿として安全衛生管理や労働災
害発生時の緊急連絡・対応のため
に元請負業者に提示することにつ
いて、記載者本人は同意していま
す。

元請
確認欄

提出日
年 月 日

(次)会社名
・事業者ID

番 号	ふりがな 氏名 技能者ID	職 種 ※	生年月日 年齢	健康保険		建設業退職金 共済制度 中小企業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日 受入教育 実施年月日
				年金保険	雇用保険		雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	
			年 月 日							年 月 日
			歳							年 月 日
			年 月 日							年 月 日
			歳							年 月 日
			年 月 日							年 月 日
			歳							年 月 日
			年 月 日							年 月 日
			歳							年 月 日
			年 月 日							年 月 日
			歳							年 月 日
			年 月 日							年 月 日
			歳							年 月 日
			年 月 日							年 月 日
			歳							年 月 日
			年 月 日							年 月 日
			歳							年 月 日
			年 月 日							年 月 日
			歳							年 月 日
			年 月 日							年 月 日
			歳							年 月 日
			年 月 日							年 月 日
			歳							年 月 日
			年 月 日							年 月 日
			歳							年 月 日

(注) 1. ※印刷欄には次の記号を入れる。
(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する職務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。
(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒によい。
(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。
(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称 (健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険) を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称 (厚生年金、国民年金) を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載) 事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容 (例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育) については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格 (例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士) を有する場合は、「免許」欄に記載。
(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

チ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び情報共有に関する同意書

様式第 6 号

(用紙 A 4)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間に発注者から直接請け
負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するた
めに必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第 27 条の 26 第 1 項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財
団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと
に同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者 I D

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 ☐ (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

記載要領

- 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」については、不要のものを消すこと。
- 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前 1 年のうちに発注者から直接請
け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における
全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載するこ
と。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 「措置実施工事」とは、告示第一の四の 1 の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積
する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等
についても、当該項目に含むものとする。
- 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工
事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」において、令和 年 月 日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行う/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

一地方整備局長
北海道開発局長
福島県知事 殿

年 月 日

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 ☐ (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項 目	日 付
審査基準日	年 月 日
取組開始日	年 月 日

記載要領

- 「（行う/行っている）」については、不要のものを消すこと。
- 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。

【経審】業種別技術職員コード表

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）
「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1※」…1点（実務経験3年） 「1〇」…1点（実務経験5年） 「△」…審査基準日が令和3年7月1日以降の場合は技術職員として認められません

コード		建設業の種類																																
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	銅	橋	筋	鋪	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	国	井	具	水	消	清	解	
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
005	令第29条該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業法（技術検定）	111	1級建設機械施工管理技士	5	5				5	5									5																
	11F	1級建設機械施工管理技士補																																
	212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	2	2				2	2									2																
	21G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																																
	113	1級土木施工管理技士	5	5			1	5	5	5	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	5		1	5		1	5		5	1	5	5
	11H	1級土木施工管理技士補					1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5		1	5		1	5		1	5	1
	214	2級土木施工管理技士					1	5	2	2	2	1	5	2	2	2	2	2	2	2	2	1	5		1	5		1	5		2	1	5	2
	21J	2級土木施工管理技士補					1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5		1	5		1	5		1	5	1
	215	2級土木施工管理技士					1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5		1	5		1	5		1	5	1
	21K	2級土木施工管理技士補					1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5		1	5		1	5		1	5	1
	216	2級土木施工管理技士					1	5	2	2	1	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	5		1	5		1	5		2	1	5	2
	21L	2級土木施工管理技士補					1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5		1	5		1	5		1	5	1
	120	1級建築施工管理技士					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	5		5	1	5	1	5	1	5	5
	12C	1級建築施工管理技士補					1	5	1																									

【経審】業種別技術職員コード表

	コード		建設業の種類																																
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	構	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
電気工事士法	155	第1種電気工事士										2																							
	256	第2種電気工事士【3年】										1																							
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】										1																							
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者【5年】																								1									
	235	工事担任者【3年】																									1								
水道法	265	給水装置工事主任技術者【1年】										1																							
消防法	168	甲種 消防設備士																														2			
	169	乙種 消防設備士																														2			
職業能力開発促進法	171	建築大工（1級）				2																													
	271	建築大工（2級）				1																													
	164	型枠施工（1級）				2		2	2																										
	264	型枠施工（2級）				1		1	1																										
	172	左官（1級）					2																												
	272	左官（2級）					1																												
	157	とび・とび工（1級）						2	2																							2			
	257	とび・とび工（2級）						1	1																								1		
	173	コンクリート圧送施工（1級）						2	2																										
	273	コンクリート圧送施工（2級）						1	1																										
	166	ウェルポイント施工（1級）						2	2																										
	266	ウェルポイント施工（2級）						1	1																										
	174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級）										2																							
	274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（2級）										1																							
	175	給排水衛生設備配管（1級）										2																							
	275	給排水衛生設備配管（2級）										1																							
	176	配管・配管工（1級）										2																							
	276	配管・配管工（2級）										1																							
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）									2	2									2														
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）									1	1									1														
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）												2																					
	277	タイル張り・タイル張り工（2級）												1																					
	178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）												2																					
	278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）												1																					
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）							2				2																						
	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）							1				1																						
	180	石工・石材施工・石積み（1級）							2																										
	280	石工・石材施工・石積み（2級）							1																										
※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	181	鉄工・製錬（1級）												2	2																				
	281	鉄工・製錬（2級）												1	1																				
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）														2																			
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）														1																			
	183	工場板金（1級）																			2														
	283	工場板金（2級）																			1														
	184	板金・建築板金・板金工（1級）（注4）									2										2														
	284	板金・建築板金・板金工（2級）（注4）									1										1														
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）																			2														
	285	板金・板金工・打出し板金（2級）																			1														
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）									2																								
	286	かわらぶき・スレート施工（2級）									1																								
	187	ガラス施工（1級）																				2													
	287	ガラス施工（2級）																				1													
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																				2													
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																				1													
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）																				2													
	289	建築塗装・建築塗装工（2級）																				1													

【経審】業種別技術職員コード表

コード		建設業の種類																																																					
		土	Pc	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	銅	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解																						
職業能力開発促進法	190	金属塗装・金属塗装工（1級）																					2																																
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）																					1																																
	191	噴霧塗装（1級）																					2																																
	291	噴霧塗装（2級）																					1																																
	167	路面標示施工																					2																																
	192	雪製作・雪工（1級）																																				2																	
	292	雪製作・雪工（2級）																																				1																	
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																																					2																
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																																					1																
	194	熱絶縁施工（1級）																																								2													
	294	熱絶縁施工（2級）																																								1													
	195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																																														2							
	295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																																														1							
	196	造園（1級）																																											2										
	296	造園（2級）																																											1										
	197	防水施工（1級）																																						2															
	297	防水施工（2級）																																						1															
	198	さく井（1級）																																														2							
	298	さく井（2級）																																														1							
※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経歴を要する。	061	地すべり防止工事【1年】																							1	1																			1										
	040	基礎ぐい工事																							2	2																													
	062	建築設備士【1年】																											1	1																									
	063	計装【1年】																											1	1																									
	060	解体工事																																																				2	
	064	基幹技能者																				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者																				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者																				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
その他	099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第4号該当																				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		土	Pc	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	銅	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解																						

備考

- ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管と昭和48年ものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄筋：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄筋作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業者の有資格者と認められ、昭和48年改正政令による改正後の板金板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業者の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

(5) 建設業法第7条第2号イに規定する学科一覧

建設業の工事種別	学 科
土 木 工 事 業 舗 装 工 事 業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建 築 工 事 業 大 工 工 事 業 ガ ラ ス 工 事 業 内 装 仕 上 工 事 業	建築学又は都市工学に関する学科
左 官 工 事 業 と び ・ 土 工 工 事 業 石 工 事 業 屋 根 工 事 業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗 装 工 事 業 解 体 工 事 業	土木工学又は建築学に関する学科
電 気 工 事 業 電 気 通 信 工 事 業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管 工 事 業 水 道 施 設 工 事 業 清 掃 施 設 工 事 業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼 構 造 物 工 事 業 鉄 筋 工 事 業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
し ゆ ん せ つ 工 事 業	土木工学又は機械工学に関する学科
板 金 工 事 業	建築学又は機械工学に関する学科
防 水 工 事 業	土木工学又は建築学に関する学科
機 械 器 具 設 置 工 事 業 消 防 施 設 工 事 業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱 絶 縁 工 事 業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造 園 工 事 業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さ く 井 工 事 業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建 具 工 事 業	建築学又は機械工学に関する学科

(6) 各種資格取得等に関するお問い合わせ先

資格等名称	お問い合わせ先（試験実施機関）	
建設機械施工技士	(一社) 日本建設機械施工協会 TEL: 03-3433-1575 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館2F	
土木施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター TEL: 042-300-6860 〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2 1号館	
建築施工管理技士	(一財) 建設業振興基金 TEL: 03-5473-1581 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館	
電気工事施工管理技士		
登録基幹技能者		
管工事施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2 1号館	TEL: 042-300-6855
造園施工管理技士		TEL: 042-300-6868
建築士（一級）	(公財) 建築技術教育普及センター 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル	TEL: 050-3033-3821
建築士（二級、木造）		TEL: 050-3033-3822
技術士（技術士法に基づく認定資格）	(公社) 日本技術士会技術士試験センター TEL: 03-6432-4585 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館4階	
電気工事士（一級、二級）	(一財) 電気技術者試験センター TEL: 03-3552-7691 〒104-8584 東京都中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル8F	
電気主任技術者		
電気通信主任技術者	(一財) 日本データ通信協会 TEL: 03-5907-6556 電気通信国家試験センター事務所 〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2-11-1 ホウライ巣鴨ビル6F	
給水装置工事主任技術者	(公財) 給水工事技術振興財団 TEL: 03-6911-2711 〒163-0712 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル12階	
消防設備士（甲種・乙種）	(一財) 消防試験研究センター本部 TEL: 03-3597-0220 〒100-0013 東京都千代田区霞が関麻布台1-4-2大同生命霞が関ビル19F	
技能士（職業能力開発促進法に基づく認定資格）	福島県職業能力開発協会 TEL: 024-525-8681 〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館5F	
地すべり防止工事	(一社) 斜面防災対策技術協会 TEL: 03-3438-0493 〒105-0004 東京都港区新橋6-12-7 新橋SDビル6階	
建築設備士	(公財) 建築技術教育普及センター TEL: 050-3033-3824 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル	
計装士	(一社) 日本計装工業会 TEL: 03-5846-9165 〒101-0031 東京都千代田区東神田2-4-5 東神田堀商ビル4F	
基礎施工士	(一社) 日本基礎建設協会 TEL: 03-6661-0128 〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-8-12 岸浪ビル6階	
	(一社) コンクリートパイル建設技術協会 TEL: 03-5733-5881 〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-15 日本工築2号館3F	

資格等名称	お問い合わせ先（試験実施機関）
解体工事施工技士	（公社）全国解体工事業団体連合会 TEL：03-3555-2196 〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6階
公認会計士	公認会計士・監査審査会 TEL：03-5251-7295 〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
税理士	国税審議会 TEL：03-3581-4161 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 国税庁内
建設業経理士（国土交通大臣 の登録を受けた登録経理試験）	（一財）建設業振興基金 TEL：03-5473-4581 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館

(7) 防災協定の締結の相手方として加点の対象となる公共機関等

防災協定の締結の相手方として加点の対象となる公共機関等 ＜公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項＞	
公共機関等名称	公共機関等名称
国	独立行政法人国立女性教育会館
地方公共団体	独立行政法人国立青少年教育振興機構
特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人	独立行政法人国立美術館
首都高速道路株式会社	独立行政法人国立文化財機構
新関西国際空港株式会社	独立行政法人自動車事故対策機構
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	独立行政法人中小企業基盤整備機構
中日本高速道路株式会社	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
成田国際空港株式会社	独立行政法人都市再生機構
西日本高速道路株式会社	独立行政法人日本学生支援機構
阪神高速道路株式会社	独立行政法人日本芸術文化振興会
東日本高速道路株式会社	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
本州四国連絡高速道路株式会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
沖縄科学技術大学院大学学園	独立行政法人水資源機構
日本中央競馬会	独立行政法人労働者健康安全機構
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	
国立研究開発法人科学技術振興機構	
国立研究開発法人情報通信研究機構	
国立研究開発法人森林研究・整備機構	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
独立行政法人空港周辺整備機構	
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	
独立行政法人国際協力機構	
独立行政法人国立科学博物館	
独立行政法人国立高等専門学校機構	

(8) 建設工事の種類と内容

略号	建設業の業種	建設工事の内容	建設工事の例示
土	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事	
建	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工工事業	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事

略号	建設業の業種	建設工事の内容	建設工事の例示
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事

略号	建設業の業種	建設工事の内容	建設工事の例示
園	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、緑地育成工事
井	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※一式工事について

29の建設工事の種類のうち土木一式工事及び建築一式工事の2つの一式工事は、他の27の専門工事とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を原則として元請け業者の立場で総合的にマネジメントする事業者向けの業種となっています。

(9) 登録経営状況分析機関（R 7. 1現在）

番号	名 称	郵便番号	住 所	電話番号	登録年月日
1	(一財)建設業情報管理センター	103-0011	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	03-6661-6663	平成16年6月30日
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	860-0081	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330	平成16年5月12日
4	ワイズ公共データシステム(株)	380-0815	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145	平成16年5月12日
5	(株)九州経営情報分析センター	850-0025	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477	平成16年8月6日
7	(株)北海道経営情報センター	003-0001	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111	平成16年8月6日
8	(株)ネットコア	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111	平成16年9月16日
9	(株)経営状況分析センター	143-0015	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008	平成16年9月16日
10	経営状況分析センター西日本(株)	755-0036	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781	平成16年9月16日
11	(株)NK B	800-0253	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800	平成16年11月15日
22	(株)建設業経営情報分析センター	190-0023	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533	平成26年12月1日

※経営状況分析にかかる手数料についての金額及び納付方法については、各登録経営状況分析機関によって差異 がありますので、各分析機関に直接お問い合わせください。

(10)経営事項審査を受けなければ請け負うことのできない公共工事の発注者一覧

経営事項審査を受けなければ請け負うことができない建設工事の発注者一覧表 ＜建設業法施行令第45条＞	
発注者名	発注者名
国	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
地方公共団体	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
沖縄振興開発金融公庫	国立研究開発法人産業技術総合研究所
株式会社国際協力銀行	国立研究開発法人森林総合研究所
株式会社日本政策金融公庫	国立研究開発法人水産研究・教育機構
港務局	国立研究開発法人土木研究所
国立大学法人	国立研究開発法人日本医療研究開発機構
社会保険診療報酬支払基金	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
水害予防組合	国立研究開発法人物質・材料研究機構
水害予防組合連合	国立研究開発法人防災科学技術研究所
大学共同利用機関法人	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
地方公共団体金融機構	(独)奄美群島振興開発基金
地方公共団体情報システム機構	(独)医薬品医療機器総合機構
地方住宅供給公社	(独)海技教育機構
地方道路公社	(独)家畜改良センター
地方独立行政法人	(独)教員研修センター
土地開発公社	(独)空港周辺整備機構
土地改良区	(独)経済産業研究所
土地改良区連合	(独)工業所有権情報・研修館
土地区画整理組合	(独)航空大学校
日本下水道事業団	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
日本司法支援センター	(独)国際観光振興機構
日本中央競馬会	(独)国際協力機構
日本年金機構	(独)国際交流基金
日本放送協会	(独)国民生活センター
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	(独)国立印刷局
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術安全研究所	(独)国立科学博物館
国立研究開発法人建築研究所	(独)国立高等専門学校機構
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	(独)国立公文書館

経営事項審査を受けなければ請け負うことができない建設工事の発注者一覧表	
＜建設業法施行令第45条＞	
発注者名	発注者名
国立研究開発法人国立環境研究所	(独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
国立研究開発法人国立がん研究センター	(独)国立女性教育会館
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	(独)国立青少年教育振興機構
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	(独)国立特別支援教育総合研究所
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	(独)国立美術館
(独)国立病院機構	国立研究開発法人理化学研究所
(独)国立文化財機構	首都高速道路株式会社
(独)自動車技術総合機構	消防団員等公務災害補償等共済基金
(独)住宅金融支援機構	新関西国際空港株式会社
(独)酒類総合研究所	地方競馬全国協会
(独)製品評価技術基盤機構	中間貯蔵・環境安全事業株式会社
(独)石油天然ガス・金融鉱物資源機構	東京地下鉄株式会社
(独)造幣局	東京湾横断道路建設事業者
(独)大学入試センター	(独)環境再生保全機構
(独)大学改革支援・学位授与機構	(独)勤労者退職金共済機構
(独)地域医療機能推進機構	(独)中小企業基盤整備機構
(独)駐留軍等労働者労務管理機構	(独)農業者年金基金
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	中日本高速道路株式会社
(独)統計センター	成田国際空港株式会社
(独)都市再生機構	西日本高速道路株式会社
(独)日本学術振興会	日本私立学校振興・共済事業団
(独)日本学生支援機構	日本たばこ産業株式会社
(独)日本芸術文化振興会	日本電信電話株式会社
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東日本電信電話株式会社
(独)日本スポーツ振興センター	西日本電信電話株式会社
(独)日本貿易振興機構	農林漁業団体職員共済組合
(独)日本貿易保険	阪神高速道路株式会社
(独)農畜産業振興機構	東日本高速道路株式会
(独)農林水産消費安全技術センター	本州四国連絡高速道路株式会社
(独)福祉医療機構	北海道旅客鉄道株式会社

経営事項審査を受けなければ請け負うことができない建設工事の発注者一覧表	
＜建設業法施行令第45条＞	
発注者名	発注者名
(独)北方領土問題対策協会	四国旅客鉄道株式会社
(独)水資源機構	九州旅客鉄道株式会社
(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構	日本貨物鉄道株式会社
(独)労働者健康安全機構	
(独)労働政策研究・研修機構	
年金積立金管理運用(独)	
公益財団法人JKA	
国立研究開発法人科学技術振興機構	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	